SAISON CARD

ゴールドカードセゾン CORPORATE 規約／個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項　一部改定のお知らせ

2017 年 11 月 26 日をもってゴールドカードセゾン CORPORATE 規約及び個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■ゴールドカードセゾンＣＯＲＰＯＲＡＴＥ規約 新旧対照表

改定前	改定後
第１条（カードの発行） （1）　（略） （2）法人会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上、当社に指定をし、当社がご利用を認めた法人会員の役員及び役職員をカード利用者とします。	**第１条（カードの発行）** （1）　（略） （2）法人会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上、当社に指定をし、当社がご利用を認めた法人会員の役員及び役職員をカード使用者とします。
第３条（カードの貸与） (1)カードの所有権は当社にあり、カードは当社から法人会員に貸与するものです。 (2)カードのご利用はカード利用者に限定され、カードを他人に貸したり、譲渡したり、質入その他の担保利用などはできません。 (3)カード利用者には、カードを受け取られたと同時にカードの所定欄に署名していただきます。 (4)法人会員又はカード利用者が（２）又は（３）に反し、	**第３条（カードの貸与）** (1) カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される３桁の数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社が法人会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上カード使用者が利用できるようにしたものです。法人会員及びカード使用者は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。 (2)カード及びカード情報の利用はカード使用者に限定され、カードを他人に貸したり、預託したり、譲渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。 (3)カード使用者には、カードを受け取られると同時にカードの所定欄に署名していただきます。 (4)法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくは

他人にカードを利用されたことにより生じた損害は、法人会員のご負担となります。	カード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、法人会員のご負担となります。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。
第４条（有効期限） （１）　（略） （２）（1）の有効期限までに特に法人会員からのお申し出がなく、当社が引続き法人会員として認めた場合には、新しい有効期限のカードを送付いたします。	**第４条（有効期限）** （1）　（略） （2）（1）の有効期限までに特に法人会員からのお申し出がなく、当社が引続き法人会員として認めた場合にカードを更新いたします。
第５条（連帯保証） （新設） (1)法人会員は、カード利用者がカードを利用したことによる一切の債務を負担します。 (2)法人会員の代表者は、カード使用者がカードを利用したことによる一切の債務について連帯保証します。 (3)～(4)　（略）	**第５条（カードの使途及び連帯保証）** (1)カードの利用目的は、事業性のものに限るものとします。 (2)法人会員は、カード使用者がカードを利用したことによる一切の債務を負担します。 (3)法人会員の代表者のうち、当社に指定をし、当社が認めた者を連帯保証人とします。連帯保証人は、法人会員が当社に対して負担する一切の債務について連帯保証します。 (4)～(5)　（略）
第７条（暗証番号） (1)カード利用者には、入会申込時に暗証番号を当社に届出ていただきます。お届けいただく暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、カード利用者本人以外の方に知られないよう注意していただきます。 (2)カード利用者が、法人会員又はカード利用者本人以外の方に暗証番号を知らせ、又は知られたことから生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、法人会員及びカード利用者に故意又は過失がなかったことが当社で確認できた場合は、法人会員のご負担となりません。 (3)カード利用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の方法により暗証番号を登録する場合があることをご承諾いただきます。	**第７条（暗証番号）** (1)暗証番号は、法人会員又はカード使用者に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、法人会員又はカード使用者は、法人会員又はカード使用者本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 (2)法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、法人会員及びカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。 (3)法人会員又はカード使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。
第８条（カードのご利用） (1)カード利用者は当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受	**第８条（カードのご利用）** (1)カード使用者は当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受

けることができます（以下「商品購入」という）。但し、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当社が店舗へ法人会員に代わり立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承諾いただきます。	けることができます（以下「商品購入」という）。但し、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ法人会員に代わり立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承認いただきます。
(2)　（略）	(2)　（略）
(3)当社が認める店舗又は商品等については、（1）に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等へのカード利用者による署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品の提供を受けることができるものとします。	(3)当社が認める店舗又は商品等については、（1）に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等へのカード使用者による署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。
(4)カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。	(4)カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とする商品購入はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。
(5)カードのご利用可能枠は、法人会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。但し、当社が必要と認めた場合に変更させていただきます。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。	(5)カードのご利用可能枠は、当社が決定した額までとします。なお、当社が必要と認めた場合は、ご利用可能枠を変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。
(6)カード利用者は、換金を目的とする商品購入はできません。	（削除）
第９条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払い）	**第９条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払い）**
（１）インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引にかかわる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当社が法人会員のために当該継続的サービス事業提供者に対してお支払いすることをご了承いただき、第 10 条（商品購入代金の支払方法等）により当社へのお支払いをしていただきます。	（1）インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引（以下「サービス契約」という）にかかわる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものでありその責任は法人会員の負担となること及び当社が法人会員のために当該継続的サービス事業提供者に

	対して支払うことをご承認の上、第 10 条（商品購入代金の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。
（２）　（略）	（2）　（略）
（新設）	（3）カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。
（３）　（略）	（4）　（略）
（４）カードがご解約または利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、法人会員等が契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きをお願いいたします。	（5）カードが解約または利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、法人会員等が当該サービス契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きいただきます。
（５）法人会員は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。	（6）法人会員は、各サービス契約申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。
第 10 条（商品購入代金の支払方法等）	**第 10 条（商品購入代金の支払方法等）**
(1)商品購入代金のお支払方法は、預金口座振替依頼書等により法人会員が指定した金融機関口座からの自動振替といたします。お支払い金額は、商品購入代金を毎月末日に締切り（以下「締切日」という）、翌々月 4 日又は 3 ヶ月目の 4 日のいずれか法人会員が予め指定した日（但し、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日。以下「支払日」という）に全額一括してお支払いいただきます。なお、事務上の都合により支払開始が遅れることがあります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、法人会員には異議のないものとします。	(1)商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。 ①お支払いは、法人会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。 ②支払金額は、商品購入代金を毎月 10 日（以下「利用締切日」という）に締切り、翌月 4 日又は翌々月 4 日のいずれか法人会員が予め指定した日（但し、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日。以下「お支払日」という）に全額一括してお支払いいただきます。 ③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。
(2)お支払いいただく金額は、予めご利用明細書により通知します。請求金額につき法人会員から特にお申し出のない限り承認されたものといたします。	(2)お支払いいただく金額は、予めご利用明細書で通知します。法人会員は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。利用内容、請求金額その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後 20 日以内に、法人会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。

第 11 条（遅延損害金） お支払いが遅れた場合は、当該金額に対し支払日の翌日からお支払完了に至るまで、また、第 20 条（期限の利益の喪失）によりお支払期日前に全額お支払いただくことになった場合は、商品購入代金残債務の全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日からお支払い完了にいたるまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。なお、この料率は、金融情勢等の事情により変更させていただくことがあります。 （新設）	**第 11 条（遅延損害金）** (1)お支払いを遅滞した場合は、当該金額に対しお支払日の翌日から完済に至るまで、また、第 20 条（期限の利益の喪失）に該当した場合は、商品購入代金残債務の全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。 (2)遅延損害金の料率は、金融情勢等の事情により変更させていただく場合があります。
第 12 条（商品の所有権） 購入した商品の所有権は、その商品に関するお支払いが完了するまで当社に留保されるものといたします。	**第 12 条（商品の所有権）** 商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されるものとします。
第 14 条（加盟店との紛議） カードのご利用により購入した商品等に関する紛議は、すべて法人会員及びカード利用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する商品購入代金支払拒否の理由にはなりません。	**第 14 条（加盟店との紛議）** カードのご利用により購入した商品等に関する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する商品購入代金支払拒否の理由にはなりません。
第 15 条（充当方法） お支払いいただいた金額が、支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。	**第 15 条（充当方法）** お支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。
第 16 条（カードの紛失、盗難等） (1)カード利用者は、カードを紛失した場合や盗難にあった場合（以下「紛失等」という）、速やかに当社に連絡し、当社の定めた書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。 (2)(1)の場合、カード利用者以外によるカードのご利用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については法人会員の責任はないものといたします。但し、以下の項目に該当する場合は、法人会員にお支払い	**第 16 条（カードの紛失、盗難等）** (1)カードを紛失したり、盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、法人会員、管理責任者又はカード使用者には、速やかに当社に連絡し、当社所定の書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。 (2)(1)の場合、カード使用者以外によるカード又はカード情報の利用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については法人会員の責任はないものといたします。但し、以下の項目に該当する場合は、法人会

いただきます。 ①法人会員又はカード利用者が第３条（カードの貸与）に違反したことによる場合。 ②①以外に、法人会員又はカード利用者が本規約に違反している場合。 ③～④　（略） ⑤第７条（暗証番号）(2)にあたる場合。 ⑥カードが法人会員の関係者又はカード利用者の家族、親類、同居人、その他カード利用者以外の関係者によって利用されたことによる場合。 ⑦（1）の届出書面に虚偽の申告があった場合、又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。	員にお支払いいただきます。 ①法人会員又はカード使用者が第３条（カードの貸与）に違反したことによる場合。 ②①以外に、法人会員又はカード使用者が本規約に違反した場合。 ③～④　（略） ⑤第７条（暗証番号）(2)にあたる場合。但し、第７条(2)但し書きに該当する場合を除きます。 ⑥カード又はカード情報が法人会員の関係者又はカード使用者の家族、親類、同居人、その他法人会員及びカード使用者以外の関係者によって利用されたことによる場合。 ⑦（1）に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により（１）の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。
第 17 条（カードの再発行） (1)カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、法人会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。 (2)（１）によりカードを再発行した場合、法人会員は継続的サービス事業提供者の要請により会員番号等の変更情報等が当社から当該継続的サービス事業提供者に通知されることを予め承認していただきます。	**第 17 条（カードの再発行）** 紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により法人会員又はカード使用者が再発行を希望する場合には、法人会員又はカード使用者には当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。 （削除）
第 18 条（お届け事項の変更等） (1)法人会員は、法人名、所在地、電話、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 22 条第 3 項又は第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合、すみやかに当社へ変更の手続きをとるものとします。 (2)　（略） (3)(1)又は(2)のご連絡がなかったために、当社が法人会員又は連帯保証人にお届けする請求書、通知書等が未到	**第 18 条（お届け事項の変更等）** (1)法人会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 22 条第 3 項又は第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをとるものとします。 (2)　（略） (3)当社が法人会員及び連帯保証人から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着

着の場合でも通常通りに到着したとみなします。但し、やむを得ない事情により(1)又は(2)の変更手続きがとれなかった場合を除きます。 (4)当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。	のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情により(1)又は(2)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。 (4)当社は、法人会員又は連帯保証人と当社との各種取引において、法人会員又は連帯保証人が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。
第 19 条（本規約の変更等） 当社は、本規約の一部もしくは全部を変更する場合は、法人会員にその内容をお知らせいたします。カード利用者がその後にカードを利用したときは、内容をご承認いただいたものとします。	**第 19 条（本規約の変更等）** 当社は、本規約の一部又は全てを変更する場合は、法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。
第 20 条（期限の利益の喪失） （1）法人会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、当社からの通知がなくとも期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①～⑤　（略） （2）法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①～④　（略） ⑤法人会員又は連帯保証人が、第 22 条（その他承諾事項）（2）の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。	**第 20 条（期限の利益の喪失）** （1）法人会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①～⑤　（略） （2）法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ①～④　（略） ⑤法人会員、カード使用者又は連帯保証人が、第 22 条（その他承諾事項）（2）の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。
第 21 条（合意管轄裁判所） 法人会員、カード利用者、又は連帯保証人と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、訴額の多少にかかわらず、法人会員又は連帯保証人の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。	**第 21 条（合意管轄裁判所）** 法人会員、カード使用者、又は連帯保証人と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、訴額の多少にかかわらず、法人会員又は連帯保証人の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。
第 22 条（その他承諾事項） (1)法人会員及び連帯保証人には、以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。 ①第 11 条（遅延損害金）の遅延損害金は日割計算で行うこと。	**第 22 条（その他承諾事項）** (1)法人会員及び連帯保証人には、以下の事項を予めご承認いただきます。 ①第 11 条（遅延損害金）の遅延損害金は年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算で行うこと。

②～③　（略） ④当社が法人会員にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 （新設） （新設） ⑤～⑨　（略） (2) 法人会員は、法人会員及び連帯保証人が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員又は連帯保証人が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 ①～⑤　（略） (3)～(4)　（略）	②～③　（略） ④当社が法人会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。 ⑤当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、商品購入の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。 ⑥前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。 ⑦～⑪　（略） ⑫当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」という）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。 (2)法人会員は、法人会員、カード使用者及び連帯保証人が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員、カード使用者又は連帯保証人が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 ①～⑤　（略） (3)～(4)　（略）
第 23 条（会員資格の喪失等） (1)当社は、法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく会員資格の取り消し、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等の処置をさせていただ	**第 23 条（会員資格の喪失等）** (1)法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の

くことがあります。また、当社からカードの返却、一時預かり等を求められた場合は、これに応じていただきます。 ①第 10 条（商品購入代金の支払方法等）（1）の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(1)⑧の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。 ②～④　（略） ⑤第 8 条（カードのご利用）(6)に定める換金を目的とした商品購入等、又は暗証番号を利用するサービスもしくはその他のカードのご利用状況が、不適切又は社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。 ⑥～⑦　（略） （新設） （新設） (2)～(3)　（略） （新設） (4)　（略）	処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。 ①第 10 条（商品購入代金の支払方法等）（1）①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(1)⑩の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。 ②～④　（略） ⑤換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。 ⑥～⑦　（略） ⑧第 18 条（お届け事項の変更等）(1)に違反し代表者の届出の変更がなかったとき、又は第 5 条（カードの使途及び連帯保証）(4)の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。 ⑨法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失したとき。 (2)～(3)　（略） (4)会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。 (5)　（略）
第 24 条（日本国外でのカードの利用） 日本国外でのカード利用については、以下のことが適用されます。 ①～③　（略） （新設）	**第 24 条（日本国外でのカードの利用）** 日本国外でのカード利用については、以下のことが適用されます。 ①～③　（略） ④商品購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本④の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

【下線部は改定部分を示します。】

■個人情報の取扱い（収集･保有・利用･提供）に関する同意条項　新旧対照表

申込者及び連帯保証人予定者（以下契約成立により申込者が法人会員となった場合及び、連帯保証人予定者が連帯保	申込者及び連帯保証人予定者（以下契約成立により申込者が法人会員となった場合及び、連帯保証人予定者が連帯保

証人となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意の上、申込みをします。 **第１条（個人情報の収集・保有・利用、預託）** (1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集･利用することに同意します。 ①各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名､生年月日、性別、住所、電話番号、Ｅメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が当社に届出た事項 ②　（略） ③各取引に関する支払開始後の利用残高､月々の返済状況 ④各取引に関する申込み及び支払途上における会員の支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況 ⑤各取引において会員からの問合せにより当社が知り得た情報（通話情報を含む） ⑥～⑨　（略） (2)　（略）	証人となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 **第１条（個人情報の収集・保有・利用、預託）** (1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集･保有･利用することに同意します。 ①各取引所定の申込時もしくは各取引において､会員又は管理責任者が申込書に記載し､もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名､生年月日､性別､住所､電話番号、Ｅメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項 ②　（略） ③各取引に関する支払開始後の利用残高､月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報 ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報 ⑤会員の来店､問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む） ⑥～⑨　（略） (2)　（略）
第２条（営業活動等の目的での個人情報の利用） (1)会員は、第１条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第１条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。 ①～③　（略） (2)会員は、前項の利用について、中止の申出ができます。但し､各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。	**第２条（営業活動等の目的での個人情報の利用）** (1)会員は、第１条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第１条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。 ①～③　（略） (2)会員は、前項①②の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。
第３条（個人信用情報機関への登録・利用） （１）～（２）　（略） (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。	**第３条（個人信用情報機関への登録・利用）** （１）～（２）　（略） (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375　東京都新宿区西新宿 1－23－7　新宿ﾌｧｰｽﾄｳｴｽﾄ 15 階 ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ　0570－666－414 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.cic.co.jp/ 登録情報　氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 登録期間　①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年間 ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年間 ※㈱シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町 41-1 ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ　0570-055-955 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.jicc.co.jp/ 登録情報　本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等） 登録期間　①本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から 6 ヶ月を超えない期間 ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及	㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375　東京都新宿区西新宿 1－23－7　新宿ﾌｧｰｽﾄｳｴｽﾄ 15 階 ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ　0570－666－414 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.cic.co.jp/ 登録情報　氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 登録期間　①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内 ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内 ※㈱シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町 41-1 ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ　0570-055-955 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.jicc.co.jp/ 登録情報　本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等） 登録期間　①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から 6 ヶ月以内 ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及

び完済日から５年を超えない期間 ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から５年を超えない期間 ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から１年を超えない期間 (4)　　（略）	び契約終了後５年以内 ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後５年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から１年以内） （削除） (4)　　（略）
第５条（本同意条項に不同意の場合） 当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第２条(1)に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。	**第５条（本同意条項に不同意の場合）** 当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第２条(1)①②に同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。
第７条（各取引の契約が不成立の場合） (1)　　（略） （新設） (2)前項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。	**第７条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用）** (1)　　（略） (2)各取引が終了した場合であっても、第１条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。 (3)(1)②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。
第 10 条（提携クレジットカードの特則） 会員は、各取引が、当社が第三者（以下「提携先」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」に基づき、各々当該会員の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、会員が第１条（1）の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。 （新設）	**第 10 条（提携クレジットカードの特則）** (1)会員は、各取引が、当社が第三者（以下「提携先」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」に基づき、各々当該会員の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、会員が第１条（1）の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。 (2)会員は、当社が提携先に対して、提携カードの有効期限、利用限度額及び利用可能額に関する情報を保護措置を講じたうえで提供し、提携先が提携カードの法人外商機能の提供及び提携カード決済による商品販売・役務提供の是非を判断するために利用することに同意します。

【下線部は改定部分を示します。】

■提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項　新旧対照表

改定前	改定後
第２条（同意） 会員は提携企業が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・利用することに同意します。 ［収集・利用する個人情報］ （以下略）	第２条（同意） 会員は提携企業が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。 ［収集・保有・利用する個人情報］ （以下略）

【下線部は改定部分を示します。】

Copyright © CREDIT SAISON CO., LTD. All Rights Reserved.